

地域型保育事業の認可について

平成27年3月17日(火)
平成26年度第9回行田市子ども・子育て会議

地域型保育事業の認可の法的位置づけ

平成27年2月10日付けで公布された児童福祉法において、家庭的保育事業等が従来の市町村への届出から市町村認可へと改正されました。【施行日：平成27年4月1日】

《改正児童福祉法》

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。

(1)～(4) 略

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 略

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 略

3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

認可を予定している地域型保育事業者①

平成27年4月1日事業開始予定で認可を予定している地域型保育事業者は、次のとおりです。

事業所名	たけのこ保育室
事業の種類	小規模保育事業(A型)
設置者氏名	大竹 松江
事業所所在地	行田市門井町2-17-7
利用定員	0歳児:3人、1・2歳児:9人 合計12人
開所曜日	月～土
開所時間	平日:午前7時30分～午後5時(9時間30分) 土曜日:午前8時～午後5時(9時間)
設備の概要	乳児室:1室11.5㎡ 保育室:2室39.6㎡、調理室:1室、 その他(幼児用トイレ、事務室等) 施設合計:73.55㎡
職員の配置	保育従事者(保育士資格あり):常勤2人、非常勤3人 調理員:非常勤2人
連携施設(予定)	まつたけ幼稚園
沿革	平成9年4月に開室し、以降、認可外保育施設として運営

2

認可を予定している地域型保育事業者②

事業所名	長澤家庭保育室
事業の種類	家庭的保育事業
設置者氏名	長澤 千江子
事業所所在地	行田市駒形2-11-11
利用定員	0歳児:1人、1・2歳児:2人 合計3人
開所曜日	月～土
開所時間	午前8時～午後5時(9時間)
設備の概要	保育室:1室20㎡、調理スペース、その他(幼児用トイレ等) 室内合計:44.25㎡
職員の配置	家庭的保育者(保育士資格あり):1人
連携施設(予定)	長野保育園
沿革	平成2年3月に開室し、平成6年10月に行田市から家庭保育室の指定を受ける。

3